

一、日本労働組合の発展に對する
二、労働者保護の促進に對する
三、労働争議の調停に對する
四、労働者の福利厚生に對する
五、労働者の教育に對する
六、労働者の健康増進に對する
七、労働者の職業訓練に對する
八、労働者の労働条件の改善に對する
九、労働者の労働時間の短縮に對する
十、労働者の労働安全衛生の確保に對する

二、日本労働組合の小組及び個人
三、労働者保護の促進に對する
四、労働争議の調停に對する
五、労働者の福利厚生に對する
六、労働者の教育に對する
七、労働者の健康増進に對する
八、労働者の職業訓練に對する
九、労働者の労働条件の改善に對する
十、労働者の労働時間の短縮に對する
十一、労働者の労働安全衛生の確保に對する

一九三〇、一一、一

労働者

労働組合の要求

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

労働組合の要求は、労働者の福利厚生、労働条件の改善、労働時間の短縮、労働安全衛生の確保、労働者の教育、労働者の健康増進、労働者の職業訓練、労働争議の調停、労働者保護の促進、労働者の労働時間の短縮、労働者の労働安全衛生の確保に對する

一九三〇、一一、一

京都地方労働會議

該件ハ滿場一致ニテ可決シタ(賛成演説者ニシテ中止ヲ命ゼラレタモノ三名)